Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 3年 5月28日 国土交通省東北地方整備局 成瀬ダムエ事事務所

「令和3年度 成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を開催します

雄物川水系成瀬川で進めている成瀬ダム建設事業の事業費等を適切に監理するため、 進捗状況や工程、コスト縮減策の妥当性について、学識者等の意見と助言を伺う「成瀬 ダム建設事業マネジメント委員会」を開催します。

【委員会の日時等】

開催日時:令和3年5月31日(月)13:00~14:50※現地調査

15:00~16:30※委員会

開催概要:別添①のとおり

会 場:成瀬ダム工事事務所(別添②)

議事予定:(1)事業費と工期について

(2) コスト縮減について

(3) 令和2年度事業実施状況及び令和3年度事業計画について

【傍聴について】

- 現地調査は非公開です。委員会は議事(2)まで傍聴が可能です。その後、退出いただきますようお願いいたします。
- 委員会終了後、16 時 40 分頃より報道関係者を対象に本委員会の議事概要を説明させていただきます。
- 委員会は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえでの開催となりますので、マスク着用、手指消毒等にご協力をお願いします。

添付資料:①開催概要、②会場位置図、③「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」 に関する傍聴規定、④展望台位置図

発表記者会: 秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局 日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所 〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1 電話番号: 0182-23-8450(代表)

副 所 長 小山内 慶 (内線204)

令和3年度 成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

開催概要

日時: 令和3年5月31日(月) 15:00~16:30 会場: 成瀬ダム工事事務所 1階 大会議室

- 1. 現地調査(13:00~14:50)
- 2. 委員会(15:00~16:30)

議事予定

- (1) 事業費と工期について
- (2) コスト縮減について
- (3) 令和2年度事業実施状況及び令和3年度事業計画について

3. 委員

◎松冨 英夫 (秋田大学 名誉教授)

沼倉 雅枝 (沼倉雅枝公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士)

箱石 憲昭(国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ長)

小南 充 (湯沢市建設部 建設部長)

木村 忠 (横手市上下水道部 上下水道部長)

今野 功成 (大仙市上下水道局 上下水道事業管理者)

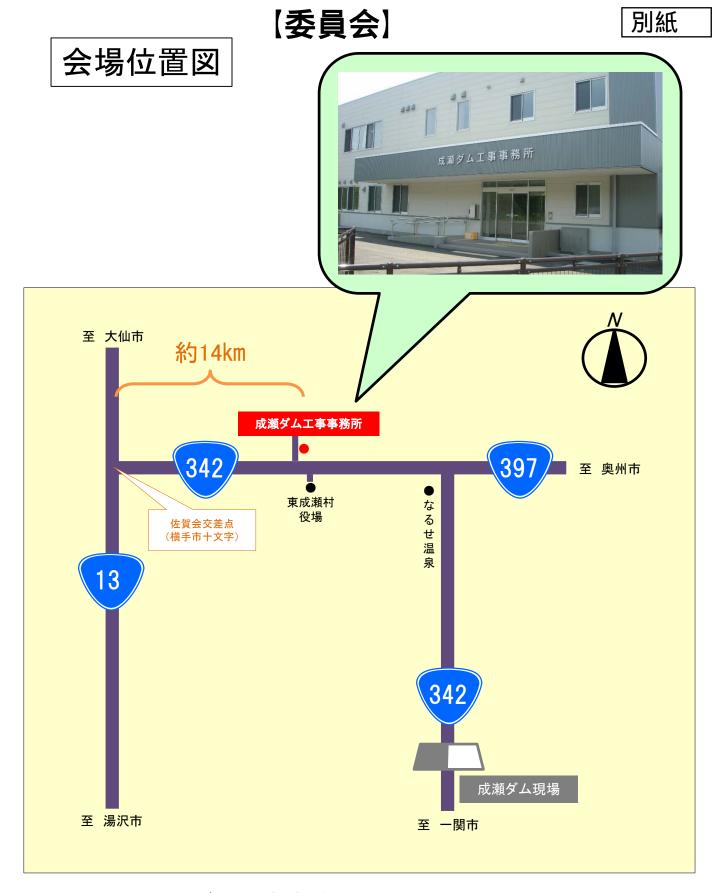
茂内 孝 (秋田県産業労働部 公営企業課発電所建設室長)

田森 清美(河川砂防課長)

○:委員長

(※順不同・敬称略)

- ※現地調査は非公開です。委員会は議事(2)まで傍聴が可能です。その後、退出 いただきますようお願いいたします。
- ※委員会終了後、16 時 40 分頃より報道関係者を対象に本委員会の議事概要を説明 させていただきます。
- ※委員会は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえでの開催となりますので、マスク着用、手指消毒等にご協力をお願いします。
- ※報道向けとして現地(ダム施工現場)の風景撮りを希望される方は、成瀬ダム展望台からの撮影が可能です。(場所は別添④展望台位置図参照)



■成瀬ダム工事事務所 1階 大会議室 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1

「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

- 1. 「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」は議事を除く会議について公開とする。
- 2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4)次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれが あると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を 表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為は しないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速や かに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8)委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

【取材等について】

- 〇委員会は議事(2)まで傍聴が可能です。その後、退出いただきますようお願い いたします。
- 〇委員会終了後、16 時 40 分頃より報道関係者を対象に、議事概要を説明させて頂きます。
- 〇報道向けとして現地 (ダム施工現場) のカメラ風景撮りを希望される方は、成瀬 ダム展望台からの撮影が可能です。(場所は別添④位置図より)
- ○委員会は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえでの開催となりますので、マスク着用、手指消毒等にご協力をお願いします。

